

ところで

しょうきょうぶ

障害児教育部ってなに？



障害児教育部は、県教組に所属する組合員のうち、障害児学級の担任と通級指導教室担当者と障害児学校の教職員で構成される「専門部」です。

県教組には14の地域支部と障害児学校支部があり、それぞれの地域支部に障害児教育部があります。

年に1回、全県から各支部の障害児教育部の代表（代議員）が集まって、障害児教育部の定期大会が行われ、障害児教育部の運動方針などが決定されます。

また、アンケートや各支部の活動を通して、障害児教育部員の声を集めて「要求書」を作成し、県教育委員会へ提出します。県教委から要求書に対する回答があるのでその際に、県教委の回答に対する私たちの思いをぶつける「交渉」を行います。交渉には、県教委から義務教育課と特別支援教育課の課長や教育幹ほかが参加します。

障害児学級（特別支援学級）

- ・知的障害
- ・自閉症・情緒障害
- ・弱視
- ・難聴
- ・病弱・身体虚弱
- ・肢体不自由

通級指導教室

- ・言語障害（ことばの教室）
- ・発達障害（LD等通級指導教室）

県立障害児学校（特別支援学校）

- | | |
|------------|---|
| 視覚障害 | 長野盲（舎）、松本盲（舎） |
| 聴覚障害 | 長野ろう（舎）、松本ろう（舎） |
| 知的障害 | 飯山養護（舎）、長野養護（舎）
上田養護（舎）、小諸養護（舎）
松本養護（舎）、安曇養護（舎）
諏訪養護（舎）、木曾養護（舎）
伊那養護（舎）、飯田養護（舎） |
| 病弱 | 若槻養護、寿台養護 |
| 肢体不自由 | 花田養護 |
| 肢体不自由・知的障害 | 稲荷山養護（舎） |
- ・・・各分教室（※下欄参照）

市立障害児学校（特別支援学校）

- | | |
|------|--------|
| 知的障害 | 須坂支援学校 |
|------|--------|

小中学校の障害児学級・
通級指導教室担当者
(県費教職員)



障害児学校の教職員

(長野県障害児学校教職員組合＝障教組)
＝県教組障害児学校支部
※須坂支援学校は上高井支部に属します



県教組 障害児教育部

イラストはイメージです

分室・分教室

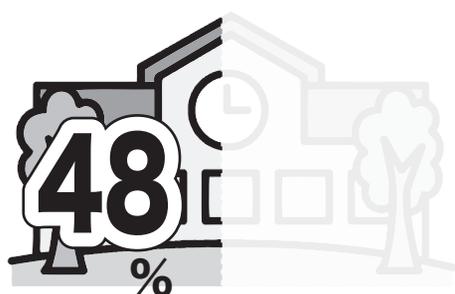
- ★松本養護・・・信濃学園分室、しなの木教室（高：松本盲）、ひだまり教室（重：松本盲）
- ★長野養護・・・三輪校舎（小：長野ろう）、朝陽教室（高：長野盲）、すざか分教室（高：須坂創成高校須商キャンパス）
- ★稲荷山養護・・・更級分教室（高：更級農高）
- ★小諸養護・・・ゆめゆりの丘分教室（小：佐久西小、中：佐久中）うすだ分教室（高：佐久平総合技術高）
- ★伊那養護・・・はなももの里分教室（小：駒ヶ根市立中沢小、中：駒ヶ根東中）、中の原分教室（高：上伊那農高）
- ★安曇養護・・・あづみ野分教室（高：南安曇農高）
- ★松本ろう・・・茅野分教室（乳幼児きこえの教室）
- ★長野ろう・・・小諸分教室（ // ）

障害児学校にも学校設置のための基準を!



なんでグラウンドに
プレハブ校舎が
あるの〜!?

「●●人くらいの規模だったら、教室は●●個必要で、グラウンドの大きさは△△で…」と学校を設置するための基準が国の法律では定められています。それに則って、幼稚園から小中高、そして大学まで校舎やグラウンドなどが設けられています。しかし、障害児学校にはこの基準（学校設置基準）が設けられていません。このことが、グラウンドをつぶしてプレハブを建てる、教室が足りない、特別教室（図書室や調理室など）をつぶすのは当たり前、クールダウンの場所すらない…という、劣悪な環境を子どもたちに強いる状態につながっています。この状態は、他県と比べても厳しい状況で、文科省の資料によると、長野県の障害児学校（知的障害）の必要面積に対する実際の保有面積は48%しかなく、全国ワースト3位という状況です。



**長野県の障害児学校（知的障害）は
必要面積の48%しか保有していません!
（全国ワースト3位!）**

また、長野地区・松本地区の特別支援学校の再編に見られるように、長野県は木曾養護学校を最後に、新しい養護学校の建設を拒み続け、「分教室」という安上がりな方法で、養護学校の過密化・過大化を乗り切ろうとしています。他県では、新しい養護学校がいくつもできているというのに…

この問題に対し、長野障教組を中心に全国的に「設置基準を求める」署名がすすめられ、国会へのはたらきかけが行われています。

障害児学校の教職員が国の基準（標準法）より300名近く下回っています

障害児学校では国の基準（標準法）にも満たない教職員配置の状態がずっと続いています。特に、障害児学校の大切な自立活動の時間を支える担当者の配置が遅れています。毎日の教育はもちろん、緊急時の安全確保すら危うい状況です。私たちの訴えが実り県教委は改善に向け少しずつ努力を始めましたが、まだまだ改善には程遠い状況です。

運動なくして障害児教育の前進なし! あなたもいっしょにこの子らのための運動に!

「養護学校の義務制」の以前は、国や行政は「この子らには教育の余地がない」と、就学対象として見なしていませんでした。障害の重いお子さんほど、教育から遠ざけられ、失意のまま生涯を閉じたお子さんもたくさんいました。障害のある子どもたちの教育の歴史は、障害のある子をまんなかに、保護者、関係者、そして教職員が手をつなぎ、懸命な訴えやとりくみにより前進してきました。教職員として、この子らの発達を保障することは当然のことですが、まだまだ遅れている社会的な位置づけや様々な問題に対し、次の世代へのバトンを握っている私たちが主体者として、とりくむことが重要です。いっしょにがんばりましょう!!

未加入のみなさん、ぜひ県教組に加入を!!